

# 長与南小学校いじめ防止基本方針 (ダイジェスト版)

【いじめの定義】この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 【基本理念】

- ・いじめはどの児童にも起こりうる。
- ・どの子供も被害者にも加害者にもなりうる。
- ・児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

## 【目指す子供像】

- ・いじめをしない子ども
- ・いじめを許さない子ども
- ・いじめをやめる（やめさせる）勇気ある子ども



## 【いじめを生まない，許さない学校づくりに向けて】

- ① 教職員は、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、学校の全教育活動を通して、児童一人一人への徹底を図る。
- ② 教職員は、いじめを許さない学校づくり、学年・学級づくりを推進していくために、児童一人一人を大切にすることを強くもつとともに、日々の言動に十分配慮する。
- ③ 教職員は、児童の主体的な活動を推進するとともに、保護者や地域住民と連携し、いじめを生まない風土づくりや未然防止に全力を傾ける。
- ④ 教職員は、児童のささいな言動の変化に気付く感性を磨くとともに、組織として対応する。
- ⑤ いじめが発生した場合、教職員はその解決に全力を注ぐとともに、解消の判断を急ぐことなく、継続した指導や観察を行う。

## いじめ対策委員会

- いじめの未然防止，早期発見，いじめに対する措置等いじめ防止・根絶に向けた「計画・実践・確認・行動」の中心的役割を担う。
- 重大事態が発生した場合に調査を行い，いじめの解消・再発防止に向けた取組を行う。

- ☆ 定例会（毎月1回開催）各週の実態を把握し，翌月の取組を確認する。
  - ・校長，副校長，教頭，主幹教諭，生活指導主任，学年生活指導担当，養護教諭，スクールカウンセラー
- ☆ 拡大委員会（每学期1回開催）
  - ・校長，副校長，教頭，主幹教諭，生活指導主任，スクールカウンセラー，学校評議員，学校支援会議委員 他

## 【いじめに係る関係条文：いじめ防止対策推進法より】

- ・第4条：児童等はいじめを行ってはならない。
- ・第9条：保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

## いじめの未然防止

### 【学校の取組】

- いじめについての共通理解（校内研修・職員会議，全校集会・学級活動）
- いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育，読書・体験活動）
- いじめが生まれる背景と指導上の留意点について共通理解を図る
- 自己有用感や自己肯定感の育成

### 【児童の取組】

- 児童自らがいじめの問題について学ぶ。
- 発生した問題を児童自身が主体的に考え，児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 児童会による「いじめゼロ宣言」を行う。

### 【保護者・地域住民の取組】

- いじめ防止対策推進法第9条の理解し実践する。
- 日頃から子どもが悩み等を相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- いじめを認知したら，当事者間で解決を図るだけでなく，事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。

## いじめの早期発見

（早期発見・早期相談が早期解決につながる！）

### 【学校の取組】

- 月1回のアンケート調査や定期的な教育相談を実施する。
- 児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し，家庭と連携して児童を見守り，健やかな成長を支援していく。
- 児童及びその保護者，教職員が，抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか，適切に機能しているかなど，定期的に体制を点検する。
- 保健室や相談室の利用，電話相談窓口について広く周知する。
- 教育相談等で得た，児童の個人情報については，対外的な取扱いの方針を明確にし，適切に扱う。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。
- 個人ノートや生活ノート等を活用して友だち関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し，児童の実態把握に努める。
- 集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

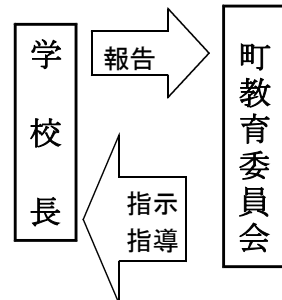
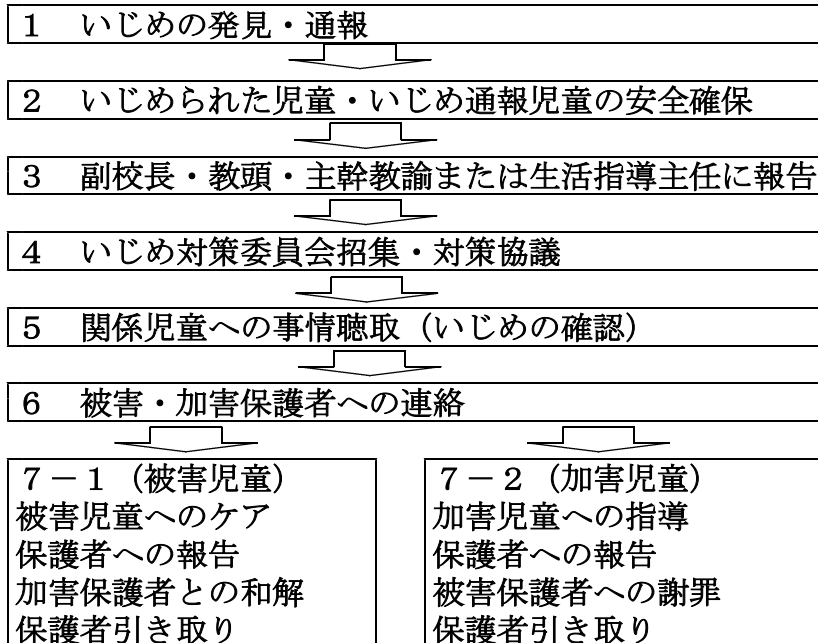
### 【児童の取組】

- いじめが行われていると思ったときには，解消に向けて取り組んだり，周囲の友だちや，先生，大人等に知らせたりする。

### 【保護者・地域住民の取組】

- 自分の子どもとともに，他の子どもにも目を向け，いじめを発見したり，いじめの予兆を感じたりしたら，速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

## いじめに対する措置



解決できないケース

関係諸機関との連携による解決  
長与町教育委員会・時津警察署・児童相談所・民生児童委員他への連絡・相談

解決後

解決後の観察・指導

- 表面的な解決をもって、解決したと捉えないこと。
- 被害児童の内面に寄り添うこと。
- 加害児童の行動に注意を払うこと。

## 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに町教育委員会に連絡する。
- ② 町教育委員会は町長及び県教育委員会に一次報告を行うとともに、学校に必要な指導や支援を行う。
- ③ 学校の「いじめ対策委員会」で調査を行い、町教育委員会に報告する。  
必要により、町教育委員の下に設置した「いじめ等学校問題サポートチーム」が調査を行う。
- ④ 町長は報告を受け、必要であると判断した場合は再調査を行う。
- ⑤ 町長は、調査結果を議会に報告する。
- ⑥ 町長及び町教育委員会は、再発防止のための措置を講ずる。

年間計画

※いじめ対策委員会（定例会：教職員，拡大委員会：外部委員を含む）

月	内 容	月	内 容
4	○ 定例会 ・年間計画の作成と取組確認	10	○ 定例会 9月の振り返りと取組確認
	○ 保護者・地域住民への啓発 ・PTAでの説明やホームページでの公開	11	○ 定例会 10月の振り返りと取組確認
	○ 第1回拡大委員会 年度の方針・取組確認	12	○ 定例会 11月の振り返りと取組確認
5	○ 定例会 ・4月の振り返りと取組確認	1	○ 定例会 12月の振り返りと取組確認
	○ いじめ根絶強調月間 ・児童集会，児童集会の実施	2	○ 第3回拡大委員会 本年度取組の振り返りと次年度の取組確認
6	○ 定例会 5月の振り返りと取組確認	3	○ 定例会 2月の振り返りと取組確認
7	○ 定例会 6月の振り返りと取組確認		
8	○ 定例会 7月の振り返りと取組確認		
9	○ 第2回拡大委員会 ・1学期の取組の振り返りと2学期の取組確認	※	○ 毎月のいじめアンケートの実施

わが子の「いじめSOS信号10」

（わが子を日々見つめ，確認願います。）

- ① 元気がなくなったり，口数が少なくなったり，食欲がなくなったりしてきた。
- ② 「学校へ行きたくない」といったことをポツンと言うようになってきた。
- ③ 登校時刻になると具合が悪くなったり，不調を訴えたりするようになってきた。
- ④ 学校から帰宅したときの表情が沈んでいたり，明るさがなくなったりしてきた。
- ⑤ 部屋に閉じこもったり，家族と話をしなくなったりしてきた。
- ⑥ 学校での出来事や友人の話をしなくなってきた。
- ⑦ 服装が乱れたり，汚れたり，けがをして帰宅したりすることがある。
- ⑧ 持ち物をなくなったり，傷つけられたりすることがある。
- ⑨ 家から金品を持ち出すようになった。
- ⑩ わが子を呼び出す電話が頻繁にかかっていたり，大人が出ると切れたりする。

相談窓口

（「何かおかしいな」「いつもと違う」と感じたら即相談を！）

<input type="checkbox"/>	長与子どもホットライン（長与町学校教育課）	8 8 3 - 5 1 6 1
<input type="checkbox"/>	親子ホットライン（長崎県教育センター）	0 1 2 0 - 7 2 - 5 3 1 1
<input type="checkbox"/>	いじめ相談ホットライン（長崎県教育委員会）	0 5 7 0 - 0 7 8 3 1 0
<input type="checkbox"/>	ヤングテレホン（長崎県警少年サポートセンター）	0 1 2 0 - 7 8 - 6 7 1 4
<input type="checkbox"/>	チャイルドライン（NPO法人）：児童児童専用	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
<input type="checkbox"/>	学校の相談窓口	0 9 5 - 8 8 3 - 2 9 5 9
<input type="checkbox"/>	心の教室相談員	0 9 0 - 8 4 1 6 - 0 0 2 5